

「中野区保育所等のごあんない」に記載されている妊娠・出産要件に関する内容が以下のとおり変更になります。

	旧	新 (R5年度～)
細目 (P27)	出産前後 (出産予定日 6 週間前 (多胎出産は 1 4 週間前) から出産 8 週間後まで) で保育が必要な場合	出産前後 (出産予定月及びその前後 2 か月 (多胎妊娠の場合は 1 4 週間前から) ) で保育が必要な場合
保育を利用できる期間 (P27)	最長 5 か月	最長 6 か月
認定期間 (P38)	最大 5 か月 出産予定日 6 週間前 (多胎妊娠の場合は 1 4 週間前) から出産 8 週間後まで	出産予定月及びその前後 2 か月 (多胎妊娠の場合は 1 4 週間前から)
育休産休中の申込みについて 2 つ目の Q&A (P49)	なお、出産要件で入園した場合は、第 2 子の出産後 8 週間 (産休終了日の属する月末) までが保育実施期間 (= 在園期間) となり、翌月以降は通園できません。	なお、出産要件で入園した場合は、第 2 子の出産予定月の後 2 か月までが保育実施期間 (= 在園期間) となり、翌月以降は通園できません。